

不妊治療費等助成事業について

玉東町では、妊娠を希望しているご夫婦で、不妊治療を受けておられる方に治療費の一部を助成しています。要件は次のとおりです。

1. 対象者（※①～⑦のすべてに当てはまる人）

- ① 法律上、婚姻している夫婦
- ② 夫と妻の両方またはいずれか一方が、玉東町に住所を有し、かつ居住している人で、今後も居住予定の人
- ③ 夫と妻の前年の所得の合計が730万円未満の人
- ④ 町税と公共料金の滞納がない人
- ⑤ 他の自治体で同一の助成を受けていない人（熊本県の助成を除く）
- ⑥ 各種医療保険に加入している人（人工授精・特定不妊治療については不要）
- ⑦ 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）については、熊本県の特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき助成を受けている人

2. 助成内容・助成上限額

○一般不妊治療・人工授精

上限5万円／1年につき 通算3年間

○特定不妊治療（体外受精・顕微授精）

上限10万円／1年につき 通算5年間

（注意）助成額は、個人負担金または費用から、入院費・食事代等治療に直接関係ない費用を除き、助成上限を超えない額。特定不妊治療については、更に県の助成額を除き、助成上限を超えない額。

3. 申請に必要な書類

- ① 不妊治療費等助成事業申請書
- ② 一般不妊治療費助成事業医療機関等証明書（領収書添付）
（注意）保険薬局で投薬を受けた人は、薬局から証明書と併せて申請書を提出ください。
- ③ 住民票
- ④ 児童手当法施行令による控除が確認できる所得証明書
- ⑤ 熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書の写し
- ⑥ 不妊治療等に要した費用の領収書

4. 申請およびお問い合わせ

ふれあいの丘保健センター 85-6557